

平成 21・22 年度 大田区区民協働推進会議 活動報告

テーマ「連携・協働の仕組みづくり」

平成 23 年 3 月

大田区区民協働推進会議

はじめに

今期大田区区民協働推進会議は、平成 21 年 4 月 21 日、松原区長からの委嘱により発足しました。以来、2 年間に渡り 10 名の委員が大田区における協働推進の一層の充実を目指して活発な議論を重ねてきました。この報告書は、その 2 年間の当会議での議論・検討をまとめたものです。同時に区長への提言書でもあります。

さて、この 2 年間を振り返りますと様々な社会状況の変化を感じます。第一に、わが国全体が高齢化社会に入り、それが一層進みつつあるということです。このことは、当然区内の状況にも反映されています。高齢化率は大田区でも 20% を超え、5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者です。そして 1 人暮らしの高齢者の増加と、かつては普通のことだった「地域のつながり」、「見守り、助け合い」という「地域の絆」が、今では当然のものでなくなってきています。第二に、「中央から地方へ」という地方分権の流れがはっきりしてきたということです。画一的なものごとを決めるのではなく、地方・地域の状況を踏まえその実情に合った仕組みを、地方・地域が決めていくという考え方がもはや主流になりつつあると思います。第三に、大田区における新しい区政の展開です。平成 21 年 3 月に区は「おおた未来プラン 10 年」を策定しました。キーワードは「地域力」と「国際都市」の二つですが、「地域力」では、自治会・町会、NPO、任意団体、個人などの様々な主体が、多くの分野で活発に活動するようになり、さらに、連携・協働が困難な中でも少しずつ進んだことで希望が見え始めた 2 年間でした。

これらの状況を踏まえ、大田区における「協働」とは何か、何ができるのか等について議論・検討してきました。理念・理想と現実との制約の間で、各委員の議論はしばしば熱を帯びましたが、それは各委員の協働推進に対する熱意の表れでもあります。そのような議論を経てこの報告書が成ったことを知っていただきたいと思います。

当会議は、平成 21 年度から始まった区の「地域力応援基金助成事業」の審査も担当しています。各委員は、時間を繰り合わせて多数の申請の書類審査、面接審査、公開プレゼンテーション審査や実地経過観察を担当してきました。そして、各団体の事業提案や事業実施に触れることで、連携・協働についてより現実的な議論や提言につながったと実感しています。以上のような状況を踏まえ、この 2 年間の当会議の活動のまとめとしてこの報告書を作成しました。区長、また各方面におかれましては、この趣旨をご理解の上、区民協働が更に進むよう一層のご協力をお願いいたします。

<追記>

平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする「東日本大震災」が発生しました。被災された方々に心からのお見舞い申し上げますとともに、当会議は、区や関係機関、団体等と連携し、地域力による支援に全力を尽くします。

平成 23 年 3 月

大田区区民協働推進会議会長 中島 寿美

目 次

I	テーマ「連携・協働の仕組みづくり」	3
1	テーマの選定について	3
2	検討の手順・方法	3
3	大田区における区民協働推進の状況	4
4	連携・協働の意義	5
5	現状の把握	6
6	問題点の把握（連携・協働を阻むもの）	8
7	解決策	11
8	提言作成に向けて	17
9	提言	22
II	第2期 大田区区民協働推進会議 活動報告	25
1	平成21年度	25
	第1回（平成21年4月21日）	
	第2回（平成21年6月12日）	
	第3回（平成21年9月14日）	
	第4回（平成21年10月29日）	
	第5回（平成21年11月26日）	
	第6回（平成22年2月26日）	
2	平成22年度	26
	第1回（平成22年4月20日）	
	第2回（平成22年6月8日）	
	第3回（平成22年9月7日）	
	第4回（平成22年11月12日）	
	第5回（平成22年12月2日）	
	第6回（平成23年2月4日）	
	第7回（平成23年2月21日）	
III	資料	27

委員名簿

「区民活動団体」という用語について

大田区では、区民活動を「区民、区民活動団体及び事業者が行う営利を目的としない自発的な活動であって、不特定多数の利益その他社会の利益のためのもの」（大田区区民協働推進条例）とし、区民活動団体は、「区民活動を行うことを主たる目的とし、継続性を持つ団体であって、区内で活動するもの」（同条例）としている。

区民活動団体は、様々な団体が様々な分野で活動しており、その範囲や分類に特定のものがあるわけではない。この報告書では、平成16年3月の「おおたパートナーシップ会議」の答申書をもとに、具体的には自治会・町会、商店会、青少年対策委員会、保護司会、民生委員・児童委員協議会、防犯・防災組織、PTA、NPO、その他の任意団体などを「区民活動団体」として想定している。

なお、これらの団体のうち、自治会・町会を「地縁団体」として表現する場合もある。また、NPOは、英語のNon-Profit Organizationの略で、「非営利組織」、「非営利団体」と訳されている。福祉、子育て、環境、まちづくりなど様々な分野で、公益的な活動を行う団体（市民活動団体）が区内においても活動をしてきている。1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）制定以降は、法人格を取得した団体（特定非営利活動法人、NPO法人）も少なくない。

この報告書では、活動団体全てを包括する場合は、「区民活動団体」、地縁や地域をもとに活動する自治会・町会、商店会、青少年対策委員会、保護司会、民生委員・児童委員協議会、防犯・防災組織、PTA等は「地縁団体等区民活動団体」、NPO、その他テーマ別に活動する任意団体を「NPO等区民活動団体」と記述する。

I テーマ「連携・協働の仕組みづくり」

1 テーマの選定について

第2期区民協働推進会議では、検討すべきテーマについて審議を行った。予め、各委員がテーマ案を提出し、それに基づきテーマの選定を行った（平成21年度第3回）。具体的なテーマを設定し、それに対して区民協働の視点から検討する、という方法も提案された。しかし、その方法は以前（平成18年度）に既に行ったことがあるため、今期では、より包括的で現状では不十分な点に関するテーマを設定することとした。その結果、以下により「連携・協働の仕組みづくり」をテーマにすることが決定された。

- (1) 近年、各種・各分野の区民活動は活発になってきているし、「地域力」の視点からもこの傾向は今後も続く。
- (2) 地縁組織としての自治会・町会の活動も活発であり、地域における各種区民活動にとっても重要な存在であるが、他方活動者の高齢化や特定の人がいくつもの役職を担うなど課題も生じてきている。行政からの依頼による負担も大きい。
- (3) NPOや任意団体など特定の活動目的を持つ団体が増えつつある。しかし、地域との連携が不十分な団体は、活動が広がりにくいという課題がある。せっかく有意義な活動をしているにも関わらず、そのことが地域に知られていないという現状がある。
- (4) 上記の(2)と(3)から、活動団体相互の連携・協働、特に自治会・町会とNPO等との連携・協働が必要であるが、現状ではその仕組みが不十分である。したがって、その点をテーマとし検討することとした。

2 検討の手順・方法

検討の手順・方法についても各委員からアンケートを取り、次の通りとした。

(1) 連携・協働の意義

各委員へのアンケート調査結果等を踏まえて大田区における連携・協働の意義について確認する。

(2) 現状の把握

大田区各部局への調査結果をもとに、現状と今後の方向性を検討する。

(3) 問題点の把握（連携・協働を阻むもの）

各委員へのアンケート調査結果をもとに、問題点等を抽出・検討する。

(4) 解決策

問題点の抽出・検討を踏まえ、再度解決策について各委員へのアンケートを取り調査結果をもとに、解決策を検討する。

(5) 提言

解決策を踏まえて提言する。

3 大田区における区民協働推進の状況

大田区における区民協働に関する議論・検討は、今期推進会議以前から行われており、それらに基づき一定の推進が図られてきている。下記により参考としてそれらを振り返る。

(1) 区民活動との連携・協働に係る基本方針等策定委員会による検討

「おおたパートナーシップ会議」として、平成14年11月に発足し平成16年3月に答申書『「大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針」策定に向けて』を作成した。

(2) 平成17・18年度 区民協働推進会議 提言と報告

「大田区の区民協働の推進に向けて（提言）」 平成19年3月

「大田区の区民協働の推進に向けての提言に対する区の取組みについて（報告）」

平成20年3月

(3) 平成19年度 区民協働推進会議

大田区区民活動積立基金助成事業審査

(4) 平成20年度 区民協働推進会議

大田区区民活動積立基金助成事業審査と検討

(5) 区民協働推進の状況

上記(1)～(4)等を受けて、区民協働が推進されてきている。概ね平成16年度以降に開始された区民協働担当で所管する主なものは次の通り。

ア 基本方針の策定

「大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針」の策定 平成16年10月

イ 条例の制定

大田区区民協働推進条例の制定 平成17年3月

ウ 情報提供に関して

①区民情報データベース 平成15年度～平成23年度

②NPO・区民活動フェスティバルの開催 平成18・19年

③協働推進ハンドブックの発行 平成21年1月

④NPO・区民活動フォーラムの開催 平成21年1月～

⑤地域力発見倶楽部の開始 平成22年4月～

⑥区民活動情報サイトの開設 平成23年1月～

エ 資金助成に関して

①大田区区民活動積立基金助成事業 平成18・19・20年度

②協働プロジェクト事業の開始 平成20・21・22年度

③地域力応援基金助成事業の開始 平成21年度

オ 活動拠点の整備

①区民活動支援施設大森の開設 平成16年4月

②区民活動支援施設蒲田の開設 平成22年9月

カ 人材育成に関して

①区民活動コーディネーター養成講座の実施 平成21年度～

②活動紹介パネル作成講座の実施 平成 19 年度～

キ 行政との連携・協働に関して

①企業との連携講座（パソコン）の実施 平成 16 年度～

②NPO等区民活動団体との協働による職員研修（区民協働）の実施 平成 21 年度～

ク 地域活動支援

①協働推進講師派遣事業 平成 20 年度～

4 連携・協働の意義

区民活動を考える際に、「連携・協働」の考え方が重要となる。ここでは、改めて、その意義について検討した。

(1) 少子高齢化に伴う地域の変化

ア 地域からの要請

少子高齢化の進展に伴い、従来は家族が支えてきた機能が働きにくくなってきている。いわゆる「1 人暮らし高齢者」など、地域で支える必要がある方々が増えており、今後この傾向は続く。地域においてこれらを支えていく体制を作る上で、連携・協働は重要な視点となる。

イ 活動主体の多様化

地域における少子高齢化の進展は、居住という要件で構成される自治会・町会など地縁団体の高齢化をももたらしている。高齢の役員が一人で何役も兼ね献身的に地域を支えているのが実態である。一方、地域を基盤に様々な分野で公益的な活動を行っているNPO法人や任意団体の数は年々増加し、メンバー構成も多種多様である。このような状況を踏まえると、地域の課題に対し、各団体が単独で対応するのというより、団体と団体が連携して活動するという方向も考えられる。

(2) 相互支援の視点

行政と区民活動団体、また、区民活動団体間を比較すると、その成立の経緯から「得意な点」と「不得意な点」があるとみられる。各団体間で、相互に支援し得意な点を伸ばし不得意な点を補って地域の課題に対応していくという視点が重要になってくると思われる。

○平成 21 年 10 月に行われた大田区職員協働のまちづくり研修では次のような意見が出された。

- ・行政の得意

- 人材、資源、資金、事務能力の保持

- ・行政の不得意

- 適応性、柔軟性、細かな対応困難、法制度、予算の制約、（職員の）異動が多い

- ・NPOの得意

専門性、柔軟性、主体性、即応性、細かな対応ができる、地域ニーズの把握、
区民目線があること

・NPOの不得意

広範囲の組織力、資金、人材不足

上記においては、行政とNPO等区民活動団体の例をあげているが、区民活動団体間においても主体の違いにより、得意、不得意の分野が異なる。一般的な例示としては、「地縁団体」は、広域性、広範囲の組織力、行政との連携などを得意とし、「NPO等の区民活動団体」は、その専門性を得意なものとしているといわれる。

(3) 地域力の視点

大田区は、平成21年3月策定の「おおた未来プラン10年」において、そのキーワードの一つとして「地域力」を掲げた。区民1人ひとりの力を源泉として地域の様々な活動主体（自治会・町会、NPO、任意団体、事業者等）が連携・協働することにより地域の課題に対応し、地域を活性化していくという考え方である。大田区独自の活動論として、時宜にかなったものであると思われる。「地域力」をキーワードとして、区内の区民活動団体が連携・協働していくことは各団体や地域にとってはもとより大田区全体にとっても意義のあることである。

5 現状の把握

連携・協働について、その現状を把握する。連携・協働の分野や主体など様々な視点があるが、今回は大田区各部局と区民活動団体等との連携・協働に焦点を当て、調査を実施した。

(1) 連携・協働に関する大田区各部局への調査の概要

ア 調査名

「大田区とNPO・区民活動団体（自治会・町会・青少対・商店会等）との連携・協働事業に関する調査」

イ 調査時期

平成22年1月13日～2月8日

ウ 調査内容

大田区とNPO・区民活動団体等とが連携・協働して取り組んでいる事業について

エ 調査目的

大田区における連携・協働の仕組みづくりの参考資料とするため

オ 調査対象

全部局

カ 調査方法

調査票へ記入し送付する

(2) 調査結果

ア 課で団体等と連携・協働して実施している事業の有無（実施予定も含む）

- ① 「ある」と回答した課 36 課（内、特別出張所 18）→ 111 事業
- ・更に連携・協働の仕組みができた場合
 - 別事業の実施を考える 13 課
 - 別事業の実施はしない 1 課（高齢化、人材不足など）
- ② 「ない」と回答した課 32 課
- 理由
- ・連携・協働できるような事業がない 26 課
 - ・ " " 団体がない 2 課
 - ・ " " しきみがない 2 課
 - ・その他 2 課
- （・事業内容が整理されていない・個別の連携・協働の事業計画はないが自治会・町会への助成や介護予防の地域指導員の育成等を行う）

<参考>

○平成 20 年度の調査結果

連携・協働事業の実施課 30 課 → 54 事業

イ 今後の取り組みについて

- ① 連携・協働のしきみができた場合、団体との協働事業の実施について
- ・実施を考える . . . 10 課
- ② 協働事業の実施に当って必要なことは何か（以下は、主なもの）
- a 各団体の目的や得意分野を活かしコーディネートしていくこと 活動費用助成
 - b 地域内で関連事業を行っている団体の情報
 - c 庁内関係部局の情報の共有、連携
 - d 地域における多様な活動主体相互の理解と連携
 - e 事業の周知・PR。実施場所の確保。実施リーダーの育成・確保。職員と区民の信頼関係

(3) 調査結果の総括と考えられる方向性

ア 実施した課、事業の数

連携・協働の事業が「ある」が 36 課、「ない」が 32 課で、「ある」課の方が多い。また、平成 20 年度の調査の 30 よりは増えている。事業内容が変更されているものもあり、単純比較はできないが、傾向としては庁内における連携・協働への取り組みは進みつつあると推測できる。また、「ある」課 36 のうち、特別出張所が 18 ある。これは、連携・協働を進める上で、特別出張所が重要な役割を果たしていることを示している。

イ 今後の取り組みについて

連携・協働のしくみができた場合の、団体との協働事業の実施について、「実施を考える」が10課となっている。ただ各部局にしても、関連する分野でどのような団体があるのか、また、その団体がどんな活動をしているかが分からないとか、たとえ分かったとしてもきっかけがなければ協働事業の実施までには至らないと思われる。区民協働担当から各部局への情報提供などの働きかけが必要と思われる。

6 問題点の把握（連携・協働を阻むもの）

連携・協働を推進していく上で、どのような問題点があるかについて、当会議委員にアンケート調査を実施した。その結果を踏まえて連携・協働を推進するための方策を考えるきっかけにする。

(1) アンケート調査の概要

ア 調査名

「大田区における連携・協働の問題点についてのアンケート」

イ 調査時期

平成22年3月12日～4月9日

ウ 調査内容

大田区における連携・協働の問題点について各委員より意見をいただく。

エ 調査目的

大田区における連携・協働の問題点を抽出、検討することにより連携・協働を円滑に進めていくヒント、解決策を見出すための資料とする。

オ 調査対象

区民協働推進会議委員全員（10名）

カ 調査方法

調査票へ記入し返送する。

(2) 調査結果

ア 資料による事例や日頃の活動から感じる大田区における連携・協働の良い要素・悪い要素・欠けている要素について

①良い要素

- ・警察（防犯）や消防（防災）との協働があること
- ・区が地域力アップのため支援助成を行っていること
- ・10年の基本計画などで、区の特徴を活かし、連携・協働による地域力向上を図っていること
- ・自治会・町会は、地域への情報の発信地であり区民意識が高く、安心して清潔な町を保持していること
- ・区民活動団体の幅が広く、参加することにより勉強になること

- ・高齢者の取り組みが多いこと
- ・人とのつながりが増すこと
- ・自分たちの住む地域を住みよくしよう、改善しようとしていること

②悪い要素

- ・団体には各々違った特性があるが、区の施策展開が一律であること
- ・連携・協働の内容に一貫性がなく、目的が分からないこと
- ・新住民、子どもの成長やPTA活動の終了、区外への勤務など、自治会・町会、地域とのつながりがそれぞれの立場で薄くなっていること
- ・大田区ブランドやNPOに関する広報が乏しいこと
- ・若者の取り組みが少ないこと
- ・活動団体の情報が少ないこと
- ・連携・協働に対する広報活動が少ないこと
- ・お互いを理解すること・尊重すること

③欠けている要素

- ・設立の時期や特性などが違う団体間をつなぐ施策、人材、拠点が不足していること
- ・団体間の相互理解が不足していること
- ・事業の継続や効果に対する意識が欠如していること
- ・ネットワークがないこと
- ・情報交換の場がないこと
- ・区が区民活動団体の状況や情報を十分把握していないこと
- ・活動している団体の情報が少ない。連携・協働に対しての広報活動が少ないこと

④その他気づいた点

- ・区の助成が細分化され手続きが煩雑。統合簡素化が必要だと思う
- ・連携と協働に係わる基本方針（策定平成16年）を見直す時期に来ている
- ・蒲田に今年、区民活動支援施設ができることは喜ばしい
- ・利用者の声を聞きより良くしていくべき
- ・特別出張所や青少対の活動が地域により差があるようだ。特にジュニアリーダーの活動がない所が多いのは疑問である
- ・子どもに夢を持たせる取り組みをすべきである

イ 大田区において、連携・協働をするにあたり、それを阻むものは何だと思いますか？

- ・地域活動（自治会・町会）に参加しない区民が増えていること（また、それによる自治会・町会の財政状況の悪化）
- ・自治会・町会が担当する仕事が増え、それに伴う役員負担が増大していること
- ・連携・協働をするしくみの不備
- ・連携・協働に対する意識の低さ、知識の不足

- ・自治会・町会、NPO・区民活動団体、事業者（企業）、行政が、お互いに望むことやどんな活動を行っているのかが分からないこと
- ・NPO等区民活動団体の活動を啓発する場や人が乏しいこと
- ・区において連携・協働を阻む要因がある
 - ・相談窓口が明確でない
 - ・職員が地域のこと、他の組織や団体のことを熟知していない
 - ・区民活動団体に活動の場を提供していない
 - ・取り組みの仕方に前進がない
 - ・職員の異動で連携・協働が長く続かない
 - ・区政に対する区民の参画機会が少ない（例、センターの開設にあたってなど）
 - ・連携・協働による先駆的なモデル事業の啓発と資金協力などを考慮すべき

ウ 連携・協働の必要性のアピール方法について、具体的な方法をあげてください。

- ・活動紹介をチラシの配布などで継続的に行う
- ・高校、各種学校や企業への活動に参加
- ・必要性についての啓発を具体的で分かりやすく行う
- ・区民活動育成のビジョンを打ち出す
- ・企業に地域の一員としての自覚と協調を促す
- ・大田区に適した連携・協働の取り組みを考え実施する
- ・モデル事業の実施
- ・実施している連携・協働に関するエリアのネットワークを作成する
- ・地域力推進会議や青少対会議等でのPRを行う
- ・先行・成功事例を紹介する
- ・継続的なセミナーを開催する
- ・特別出張所、図書館、文化センター等にチラシ、ポスター等で広報する
- ・説明できる職員を配置する
- ・説明会を開催する
- ・自治会・町会とNPOが連携・協働するために、例えば、自治会・町会が困っていることを相談する、また、NPOが日々の活動で自治会・町会に協力を求める
- ・区と自治会・町会やNPOが連携・協働するために、これまでの連携・協働の成果を適切に（率直に）評価し、その情報を区全体で共有する。区が自治会・町会やNPOに望むこと（期待すること）を各々の連携・協働の場で明らかにする。

（3）調査結果を踏まえた問題点のまとめ

ア 地域・仕組みにおける問題点

- ① 住民と地域とのつながりが薄くなっていること
地域活動（自治会・町会）に参加しない区民が増えていること
- ② 活動団体の情報や広報が乏しいこと

- ③ 団体間のコミュニケーションやネットワークがないこと（自治会・町会、NPO・区民活動団体、事業者（企業）、行政が、具体的にどんな活動を行っているのか分からないこと。お互いに望むことが分からないこと）

イ 区の施策や職員における問題点

- ① 相談窓口が明確でなく、職員の異動で連携・協働が長く続かないこと
- ② 職員が地域、他の組織や団体のことを熟知していないこと
- ③ 区政に対する区民の参画機会が少なく区民活動団体に場を提供していないこと
- ④ NPO等区民活動団体の活動を啓発する場や人が乏しいこと

7 解決策

連携・協働を進める上での課題やそれを阻む要素が提供されたことを踏まえ、その解決策について検討した。解決策を探るため、委員に対してアンケート調査を実施した。

(1) アンケート調査の概要

ア 調査名

「大田区における連携・協働を阻む問題点の解決策についてのアンケート」

イ 調査時期

平成22年8月10日～30日

ウ 調査内容

今までの過程で明らかになった連携・協働を阻む問題点の解決策について各委員より意見をもらう。

エ 調査目的

問題点に対し、具体的な解決策をさぐり、連携・協働のしくみづくりの構築へとつなげるため。

オ 調査対象

区民協働推進会議委員全員（10名）

カ 調査方法

調査票へ記入し返送する。

(2) 調査結果

ア 地域・仕組みにおける問題点に対する解決策

問題点① 住民と地域とのつながりが薄くなっていること。

地域活動（自治会・町会）に参加しない区民が増えていること

（解決策・支援策）

- ・個人主義が助長され過ぎているので、権利を主張するには義務を果たすことを区報等で知らせるべき
- ・自治会・町会の活動内容や現状についての報告会を開催する

- ・自治会・町会への加入の必要性を説く
- ・同じ地域内で連携できる自治会・町会とNPO、区民活動団体が地域課題を見つけ住民に投げかけ、解決策を練る機会を作る
- ・住民自治に関する条例の制定。自治会・町会への加入を指導できるようにする
- ・若い人たちと一緒に事業をして、地域活動の重要性を伝えていく
- ・地域の情報を定期的、効果的に発信できる手段を検討する。例えば、メール配信や安価な電子デバイス・情報端末を活用し、いつでも情報が発信・受信できるような仕組みを作り、地域に対する興味や問題意識を喚起する
- ・マンション販売時、売主に購入者へ地域参加を呼びかけてもらう。また、管理組合と話し合う

問題点② 活動団体の情報や広報が乏しいこと

(解決策・支援策)

- ・自治会・町会と区民活動団体の交流の機会をつくるべき。また情報を資料にして特別出張所等に置く
- ・大田区区民活動情報サイトの活用。ケーブルテレビの活用。団体の活動紹介ビデオを作成し、本庁舎、特別出張所、区民活動支援施設等で貸し出す。特別出張所に区民活動団体の広報活動を支援する仕組みを作るべき
- ・年2回程度、紙ベースで団体の紹介を全戸配布する
- ・区民活動情報サイトで活動内容や情報を伝えていく
- ・「(仮称)区民活動支援センター」等において、NPO等団体の活動報告会を開く
NPO等に委託して「団体総覧」を作成する
- ・活動団体の交流の場を増やし、定期的な会合を行う。行政の担当者も積極的に参加し、紙面、ネット等各媒体で広報する
- ・支援施設や社会福祉協議会にリーフレットを常時配備する。区によるグループの連絡会の紹介

問題点③ 団体間のコミュニケーションやネットワークがないこと。(自治会・町会、NPO・区民活動団体、事業者(企業)、行政が、具体的にどんな活動を行っているのか分からないこと。お互いに望むことが分からないこと)

(解決策、支援策)

- ・NPO・区民活動団体が属する自治会・町会に積極的に接触し、活用してもらう
- ・行政の窓口が、調整役コーディネーターの役割を担い、事業の内容により、連携・協働できる組織、団体のコーディネートをし、交流の場を作り、意見交換、検討会を開催する
- ・区民活動情報サイトの利用。行政による団体間の交流の場の提供。相互に団体の催しに参加しあうこと
- ・各団体間の情報伝達を専門とするコーディネーターを特別出張所へ配置する
- ・「(仮称)区民活動支援センター」等において、「高齢者の見守り活動」等のテーマを定めて交流会を開く。NPO等の「団体総覧」を活用する

- ・定期的な交流の場の設置。始めは区民協働担当で呼びかける

イ 区の施策や職員における問題点に対する解決策

問題点① 相談窓口が明確でなく、職員の異動で連携・協働が長く続かない。

(解決策、支援策)

- ・相談窓口を組織ごとにつくり、窓口と窓口が連携して情報を交換しあう
- ・本庁部局単位、また各特別出張所に区民活動団体コンシェルジュを配置。研修を定期的に行い、異動先でもその資格を活かせるようにする。団体と協働できる事例を見つけ、積極的に団体へ呼びかけを行う
- ・地域力推進や区民協働に携わる職員の異動年限を長くする(3年から4年)。出張所の職員が地域活動に従事しやすい勤務体系の工夫。着任した者は前任からの引継ぎを受け勉強する
- ・窓口を、たとえば「(仮称)区民活動支援センター」に一本化する。「市民活動支援課」を設ける。全職員が大田区における市民活動の現状と課題について理解する
- ・横断的な行政の組織づくりが必要

問題点② 職員が地域のこと、他の組織や団体のことを熟知していない

(解決策、支援策)

- ・講演会、検討会などを通して、団体等との連携・協働の必要性を認識させる
- ・コンシェルジュ研修を団体や特別出張所に出向き実施する
- ・本庁、本庁外機関を交互に異動すること 研修の充実を図ること
- ・特別出張所を活用し、職員間の連携で情報を得ること
- ・地域のことを熟知すること
- ・実際に足を運び接する機会を増やすこと 定期的に接触があると、自ずと認識は深まる。また、他の地域との接触や地域活性の会合などへの参加
- ・区民活動に参加する職員が少ない 足を運んで地域の状況を観察する必要がある
- ・団体の情報をデータ化し、担当職員の関連名簿を作る

問題点③ 区政に対する区民の参画機会が少なく区民活動団体に場を提供していない

(解決策、支援策)

- ・実現するかは別にして、区民の意見は部局へ言うことができる。団体の場作りには区民活動支援施設が利用できる
- ・公の場の提供を明確化し、複数化する(特別出張所、消費者生活センター、町内会館など)
- ・大森と蒲田の支援施設だけでは不足 特別出張所単位でコンシェルジュが団体の発表、アピールの場を作ること
- ・説明会などの参加できる機会は増えたが、むしろ多すぎて日程的に難しい 地区の地域力会議を意見集約の場とするなど工夫する
- ・新規の事業でも区民の要望に基づき、積極的に取り組む
- ・たとえば「(仮称)区民活動支援センター」を活用する 運営をNPO等に委託する。審議会や委員会の場に必ず活動団体を参画させる 区政について、定期的に活

動団体と意見交換をする

- ・年に数回程度、区長が参加してタウンミーティングを開催する
- ・計画から区民を参加させ、区民にもっと責任を持たせる

(3) 活動主体別の分類・整理

アンケート調査結果を踏まえて、連携・協働のためのより具体的な解決策・対応策を探るためそれらを活動主体別に分類・整理する。分類する方法はいくつか考えられるが、ここでは、「地域」、「区民活動団体」、「区」の三つとした。このことにより、それぞれの活動主体が何をなすべきか、という点が分かりやすくなると思われる。

活動主体別の分類・整理、相互関係組み合わせ一覧表

	地域（住民）	区民活動団体	区
地域（住民）	①地域住民相互		
区民活動団体	②区民活動団体と地域（住民）	④区民活動団体相互	
区	③区と地域（住民）	⑤区と区民活動団体	⑥区相互（庁内）

上記の表から、活動主体間の関係に着目し組み合わせを考慮し、重複を除くと6通り考えられる。なお、対応策の各項目は、各活動主体間に渡るものもあるため、関係性の大小等の視点から分類した。

①地域住民相互

- ・個人主義が助長され過ぎなので、権利を主張するには義務を果たすこと

【まとめ】

- 地域課題の共有化

②区民活動団体と地域（住民）

- ・自治会・町会の活動内容や現状についての報告会を開催する
- ・自治会・町会への加入の必要性を説く
- ・若い人たちと一緒に事業をして、地域活動の重要性を伝えていく

【まとめ】

- 団体の活動が地域課題を解決できる場であること、活動への参加を地域住民に広く広報する。（事業の実施を通じての広報など）

③区と地域（住民）

- ・個人主義が助長され過ぎなので、権利を主張するには義務を果たすことを区報等で知らせるべき
- ・住民自治に関する条例の制定。自治会・町会への加入を指導できるようにする
- ・地域の情報を定期的、効果的に発信できる手段を検討する。例えば、メール配信や安価な電子デバイス・情報端末を活用し、いつでも情報が発信・受信できるような仕組みを作り、地域に対する興味や問題意識を喚起する
- ・年2回程度、紙ベースで団体の紹介を全戸配布する
- ・区民活動情報サイトで活動内容や情報を伝えていく
- ・新規の事業でも区民の要望に基づき、積極的に取り組んでほしい
- ・年に数回程度、区長が参加してタウンミーティングを開催する
- ・計画から区民を参加させ、区民にもっと責任を持たせる

【まとめ】

- 条例等の整備を含めたコミュニティ再生の施策作り
- 積極的な広報の実施（区民活動情報サイト、紙ベースの広報）
- 地域を基点とした情報ステーション作り

④区民活動団体相互

- ・同じ地域内で連携できる自治会・町会とNPO、区民活動団体が地域課題を見つけ住民に投げかけ、解決策を練る機会を作る
- ・マンション販売時、売主に購入者へ地域参加を呼びかけてもらう また、管理組合と話し合う
- ・大田区区民活動情報サイトの活用。ケーブルテレビを活用
- ・活動団体の交流の場を増やし、定期的な会合を行う。行政の担当者も積極的に参加し、紙面、ネット等各媒体で広報する
- ・NPO・区民活動団体が属する自治会・町会に積極的に接触し、活用してもらう
- ・定期的な交流の場の設置。
- ・実現するかは別にして、区民の意見は部局へ言うことができる。団体の場作りには区民活動支援施設が利用できる

【まとめ】

- 顔の見えるネットワークづくり（区の資源の積極的活用）
- 団体相互での地域課題の共有化
- 地域を基点とした情報ステーション、団体間が結びつくための場作り

⑤区と区民活動団体

- ・自治会・町会と区民活動団体の交流の機会をつくるべき。情報を資料にして特別出張所等に置く
- ・団体の活動紹介ビデオを作成、本庁舎、特別出張所、区民活動支援施設等で貸し出す

特別出張所に 区民活動団体の広報活動を支援する仕組みを作るべき

- ・「(仮称) 区民活動支援センター」等において、NPO等団体の活動報告会を開く。NPO等に委託して「団体総覧」を作成する
- ・活動団体の交流の場を増やし、定期的な会合を行う。行政の担当者も積極的に参加し、紙面、ネット等各媒体で広報する
- ・支援施設や社協（社会福祉協議会）にリーフレットを常時配備する。区によるグループの連絡会の紹介
- ・行政の窓口が、コーディネーターの役割を担い、事業の内容により、連携・協働できる組織と団体のコーディネートをする。交流の場、意見交換、検討会を開催する
- ・区民活動情報サイトの利用 行政による団体間の交流の場の提供
- ・相互に団体の催しに参加する
- ・各団体間の情報伝達を専門とするコーディネーターを特別出張所へ配置する
- ・「(仮称) 区民活動支援センター」等において、「高齢者の見守り活動」等のテーマを定めて交流会を開く NPO等の「団体総覧」を活用する
- ・定期的な交流の場の設置 始めは区民協働担当で呼びかける
- ・公の場の提供を明確化し、複数化する（特別出張所、消費者生活センター、町内会館など）
- ・支援施設は大森と蒲田のだけでは不足
- ・特別出張所単位でコンシェルジュが団体の発表、アピールの場を作ること
- ・説明会などの参加できる機会は増えたが、むしろ多すぎて日程的に難しいため、地区の地域力会議を意見集約の場とするなど工夫してほしい
- ・たとえば「(仮称) 区民活動支援センター」を活用し、運営をNPO等に委託する
- ・審議会や委員会の場に必ず活動団体を参画させ、定期的に活動団体と区政について、意見交換する

【まとめ】

- 区民活動団体の活動の報告、定期的な団体間の交流の場の創出
- 地域力推進会議への多様な活動主体の参加推進
- 区民活動団体の広報活動を支援する仕組みづくり
- 地域を基点（特別出張所単位）とした情報ステーション、団体間が結びつくための場の設置と団体間を結びつけるコーディネーターの配置

⑥区相互（庁内）

- ・相談窓口を組織ごとにつくり、窓口と窓口が連携して情報を交換しあう
- ・本庁部局単位、また各特別出張所に区民活動団体コンシェルジュを配置。研修を定期的に行い、異動先でもその資格を活かせるようにする。団体と協働できる事例を見つけ、積極的に団体へ呼びかけを行う
- ・地域力推進や区民協働に携わる職員の異動年限を長くする（3年から4年）。出張所の職員が地域活動に従事しやすい勤務体系の工夫 着任した者は前任からの引継ぎと勉強を

- ・窓口を、たとえば「(仮称) 区民活動支援センター」に一本化する「市民活動支援課」を設ける 全職員が大田区における市民活動の現状と課題について理解する
- ・横断的な行政の組織づくりが必要だと思う
- ・講演会、検討会などを通して、団体等との連携・協働の必要性を認識させる
- ・コンシェルジュ研修を団体や特別出張所に出向き実施する
- ・本庁、出先機関を交互に異動する、研修の充実
- ・特別出張所を活用し、職員間の連携で情報を得ること
- ・地域のことを熟知せずに施策はできない
- ・実際に足を運び接する機会を増やすこと。定期的に接触があると、自ずと認識は深まると思う。また、他の地域との接触や地域活性の会合などへ参加
- ・区民活動に参加する職員が少ない 足を運んで地域の状況を観察する必要がある
- ・団体の情報をデータ化し、担当職員の関連名簿を作る

【まとめ】

- 地域力推進や区民協働についての窓口の明確化
- 部局間の連携・協働の強化
- 地域、区民活動を知る研修の充実
- 専門性を持った職員の配置、人事異動、勤務体制等への配慮

8 提言作成に向けて

大田区区民協働推進会議として区長への提言にあたり、委員の意見を集約するためのアンケート調査を行った。

(1) アンケート調査の概要

ア 調査名

「提言にむけてのアンケート」

イ 調査時期

平成23年2月8日～2月14日

ウ 調査内容

提言の項目と内容について各委員より意見をもらう。

エ 調査目的

大田区における連携・協働のしくみを作っていくにあたり、対象ごとの義務や役割を明確化し、しくみを実現する具体策を考える資料とする。

オ 調査対象

区民協働推進会議委員全員（10名）

カ 調査方法

調査票へ記入し返送する。

(2) 調査結果

① 地域と住民に関して

- ・ 社会状況の変化により地域組織の取りまとめは一段と困難となっている。その解決の一つとして区民協働は重要な役割を果たす
- ・ 福祉や教育、環境問題など時代の変化や社会的な問題の根本は地域で解決できるものが多く、これらの問題に対し傍観者でいるのではなく、問題意識を持ち、自らが解決に向けて、できる行動をしなければならない
- ・ マンション住人や新住民を地域の仲間とする働きかけをする
- ・ 会合の時間帯の工夫
- ・ 地域にとって必要なことをアンケートにて調査
- ・ 子育て、勤労世代への自治会・町会に対する理解促進
- ・ 退職者の自治会・町会への加入促進
- ・ 地域の特性を活かした活動
- ・ 地域には、NPO 法人等市民団体や区民活動団体(自治会・町会、青少対、商店会等)等多様な組織が区民のために活動していることを理解し、尊重すること
- ・ 地域の社会資源を活用すること
区が社会資源の掘り起こし 情報を集めて 整理して発信
社会資源の活用例の提示 地域別・年代別活用法の提示・発信
社会資源の開発 地域力を活用して作る

①-2 活用できる仕組み

- ・ 地域力推進地区委員会の活用
- ・ 町会・自治会、地域活動への積極的な参加
- ・ 地域活動参加者への特典(地域通貨給付・ポイント発行など)付与
- ・ 回覧板や地域の掲示板、区報以外に、メールでの情報発信や掲示板を電子化し、区民の多様な関心に対応できるようにする
- ・ 多くの主体が参加できるまちづくりの会、まちおこしの会を活用
- ・ 見守りネットは会社も参加できる
- ・ 子ども、高齢者の見守り・防火、防災・まちづくり事業などで連携しあう
- ・ 自治会・町会報の拡充と集合住宅への配布 自治会・町会活動の紹介、ビデオ作成
- ・ 自治会・町会活動参加をポイント化し地元商店街や福祉サービスへの利用できるしくみ
- ・ 各特別出張所が拠点となる
- ・ NPO 法人等市民団体や区民活動団体(自治会・町会、青少対、商店会等)等が行う事業や行事に積極的に参加すること
- ・ 広報物 区報 社協だより
行政の仕組み 各種サービス 助成制度
行政施設 特別出張所 地域包括支援センター

地域の事業所 自営店舗 薬局 介護保険サービス事業者
町会・自治会 区民活動団体・NPO

具体的な例 ー 地域のデイサービスでボランティア、地域包括・介護予防教室
社協 「ふれあいいきいきサロン活動」、区社会教育 区民大学
地域力応援基金

② 区民活動団体に関して

- ・ 相互の情報交換を活発にする
- ・ 地域の課題解決の担い手とされている NPO や地域活動団体の活動のほとんどが安定した状況とは言い難い。安定し、自立した活動ができるだけの収入の確保や、企業や他の団体、行政と各々の資源を活用する。連携・協働を推進し、地域の課題を解消する
- ・ 項目別活動グループの連携が必要
- ・ 特別出張所を拠点とした情報提供のしくみづくり
- ・ 地域力推進委員会で区民活動団体に関する活動情報を周知する
- ・ 地域の問題点をテーマとしてどこで連携・協働ができるか検討
- ・ 地縁団体と NPO 等の団体の相互理解
- ・ 相互の長所をいかした連携の促進（地域の課題解決のため）
- ・ 事例の記録化と紹介
- ・ 区民活動団体(自治会・町会、青少対、商店会等)は、NPO 法人等市民団体の存在意義やミッション・活動内容を十分理解し、尊重すること
- ・ 自らのミッションと活動の意義、内容をわかりやすく区民に周知すること
- ・ NPO 法人等市民団体は、自らのミッションを遂行するため協働が必要であることを十分に理解し、活動内容について区民活動団体(自治会・町会、青少対、商店会等)の理解を求め、協働を推進すること
- ・ 地域の社会資源と連携すること
 - そのためには 区民活動団体自身が行い、区が支援する
 - 社会資源の掘り起こし 情報を集めて 整理して発信
 - 社会資源の活用例の提示 団体分野別活用法の提示・発信
 - 社会資源の開発 地域で作るために助成制度等を活用
 - 社会資源の連携 連携する仕組みを作る

②-2 活用できる仕組み

- ・ 地域力推進委員会（定例会）・自治会連合会
- ・ 連携・協働が可能な他団体や企業との交流・マッチングの場の創設。
- ・ 事業推進力のある団体を作る為の講座やコーディネーターの更なる充実
- ・ 助成金以外に融資など資金調達の選択肢を増やす
- ・ 知識や人材のネットワークづくりと特別出張所を核とするネットワーク支援
- ・ 特別出張所・自治会・町会・NPO・企業・関係団体などを組織して仕組みをつくる